

28年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	H28. 10. 25	H28. 11. 4	都選管届け出の政治団体〇〇の過去10年間の異動届のすべて（但し、平成24年8月1日付の「異動届」以降は除く）	6		1													・東京都情報公開条例第7条第2号及び4号に該当個人に関する情報で特定の個人を識別できるものは非開示とする。異動届等の印影等については、偽造等による犯罪の予防のため非開示とする。	選挙管理委員会事務局総務課
2	H28. 11. 2	H28. 11. 7	〇〇の平成24、25、26年分の収支報告書に係る領収書等のすべて。	475		1													・東京都情報公開条例第7条第2号及び4号に該当個人に関する情報で特定の個人を識別できるものは非開示とする。領収書等の印影等については、偽造等による犯罪の予防のため非開示とする。	選挙管理委員会事務局総務課
3	H28. 11. 7	H28. 11. 10	平成28年7月31日に執行された東京都知事選挙の立候補者のうち〇〇に係る選挙運動費用収支報告書及び同報告書に添付された領収書の写し	8		1													・東京都情報公開条例第7条第4号に該当収支報告書及び領収証等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。	選挙管理委員会事務局選挙課
4	H28. 11. 7	H28. 11. 10	〇〇の都知事立候補者届出書	5		1													・東京都情報公開条例第7条第2号 「東京都知事選挙候補者届出書」等に記載されている選挙長告示に含まれない部分については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができないもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものに該当するため、非開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 「東京都知事選挙届出書」等の候補者の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。	選挙管理委員会事務局選挙課
5	H28. 11. 1	H28. 11. 11	〇〇の政治団体設立届及び添付の規約（会則・綱領等）・昭和62年3月30日届出事項の異動届・平成7年9月29日届出事項の異動届	5		1													・東京都情報公開条例第7条第2号及び4号に該当個人に関する情報で特定の個人を識別できるものは非開示とする。異動届等の印影等については、偽造等による犯罪の予防のため非開示とする。	選挙管理委員会事務局総務課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
12	H28. 11. 22	H28. 11. 22	〇〇の解散届と〇〇の平成28年届出の異動届	2		1					1		1							・東京都情報公開条例第7条第2号及び4号に該当個人に関する情報で特定の個人を識別できるものは非開示とする。異動届等の印影等については、偽造等による犯罪の予防のため非開示とする。	選挙管理委員会事務局総務課
13	H28. 11. 14	H28. 11. 25	平成28年7月10日執行の参議院議員選挙における東京都選挙区立候補者たる〇〇の立候補書類のうち、戸籍謄本の開示を求める。 ただし、個人情報に係る部分の開示は求めないが、以下に関する情報については開示を求める。 戸籍の作成日および、日本国籍に関わる異動に関する事項 不開示にあつては、文書の非存在、存在するが非開示の何れか明らかにされたい。																・東京都情報公開条例第7条第2号 「個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）」に該当するため	選挙管理委員会事務局選挙課	